

# 「け～ぶる～む」契約に関する覚書

管理者名： \_\_\_\_\_ (集合住宅名： \_\_\_\_\_) (以下「甲」という) と株式会社ケーブルテレビ富山 (以下「乙」という) とは、甲の集合住宅の入居者 (以下「丙」という) に対し、乙の提供する有線テレビジョン放送サービス等を甲の費用において提供することに関して、次のとおり覚書 (以下「本覚書」という) を締結する。

## 第1条 (覚書の目的)

本覚書は、乙が次に定める業務を、甲の費用において提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 甲が所有または管理する末尾記載の対象集合住宅 (以下「集合住宅」という) において、集合住宅の既設テレビ共聴施設および既設電気通信施設と、乙の有線テレビジョン放送施設および電気通信施設とを接続するか、あるいは、専用ケーブル配線工事 (露出配線方式) を施工することにより、乙が業務上提供する有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービスおよびケーブルプラス電話サービス (以下「乙のサービス」と総称する) を集合住宅において利用可能なようにすること (以下「施設設置工事」という)。なお、甲は、集合住宅の設備構造によっては、乙のサービスの一部を提供できないことがあることを予め了承するものとする。
- (2) 集合住宅の各戸に現に入居中の者において乙のサービスの個人利用するために設置が必要となるセットトップボックス・ケーブルモデム・MTA等の機器 (以下「端末機器」という) を、丙の申込みを受けて設置し、当該サービスを提供すること。
- (3) 前2号のために施設の保守管理を実施すること。

## 第2条 (施設の設置・所有・費用負担)

1. 乙の施設とは、乙の放送センターから乙のサービスを提供するために集合住宅内に設置する保安器の出力端子までの線路・設備とする。
2. 甲の施設とは、前項の保安器の出力端子以降、集合住宅の各戸内端子 (テレビ端子等) までの甲が所有または管理する既設テレビ共聴施設までの線路・設備とする。
3. 乙は必要に応じ、乙のサービス提供に係る機器 (セットトップボックス・ケーブルモデム・MTA等) を、甲の承諾を得た上で追加設置できるものとし、この棟内設備は乙が所有するものとする。
4. 乙の施設である引込線の工事費は、乙が負担する。
5. 乙の設備である幹線施設の増設工事 (伝送路延長等) が必要な場合は、乙が負担する。
6. 乙は、本覚書締結日以降、丙に対し、丙の申込みに基づき、施設設置工事を実施し、端末機器1台分を設置するために必要な宅内工事を実施するものとする。端末機器1台分にかかる費用は無償とする。但し、第5条の1第1項の施設維持管理料の支払いを条件とする。
7. 本条第3項、第4項、第5項および前項の工事以外の、乙のサービス提供に必要な甲の施設の変更等の基本工事は、乙の費用負担で乙が行うものとする。但し、乙は、甲の施設内の壁内テレビ同軸ケーブル、壁内機器およびBS・CS衛星アンテナ等の受信設備については、基本工事対象とせず、変更工事等が必要な場合は、甲の費用負担で行うものとする。
8. 本条第3項、第4項、第5項、第6項および前項の工事以外の、丙の希望による追加工事その他丙の都合による甲の施設の変更等の工事は、丙の費用負担で乙が行うものとする。
9. 前2項に基づき、甲の施設に関して、撤去等が必要となった場合、当該撤去等に係る費用等は、甲または丙の負担とする。但し、本条第7項に基づき乙が設置した端末機器1台分の撤去工事費は乙が負担する。但し、第5条の1第1項の施設維持管理料の支払いを条件とする。

## 第3条 (設置場所等の無償使用)

1. 乙は、本覚書により甲および丙に対して提供する業務を遂行し、また乙の施設を設置、維持管理するために必要な範囲で、甲が所有もしくは占有しまたは甲が使用を許諾されている敷地、家屋、構築物等を無償で使用し、また必要な工事を行うことができるものとする。
2. 前条に基づき乙が設置した乙の施設の運用に係る電気等の使用料金は甲が負担するものとする。

## 第4条 (施設の利用)

1. 甲は、甲の既設テレビ共聴施設を、乙が本覚書に従って、乙のサービスを行う以外の目的 (他事業者等のサービスで乙のサービス提供に技術上競合するもの) に使用しまたは改変しようとする場合は、事前に乙と協議し、その合意を得るものとする。

2. 丙が乙のサービスを利用できなくなった場合に紛争が生じた場合は、甲丙間の間で解決するものとする。

#### 第5条の1（一括締結：有線テレビジョン放送サービス）

1. 甲は、乙の本覚書により提供する業務の対価として、本覚書の有効期間中、次の施設維持管理料を月額、平成 年 月分から消費税相当額とともに乙に対して支払うものとする。（金額にはNHK受信料を含まず、同受信料は丙において負担するものとする。）

け～ぶる～む施設維持管理料（月額）

円（消費税別）

内訳：（ 円（消費税 円）／戸×総室数 室）（契約商品：け～ぶる～む）

施設維持管理料は、集合住宅の規模に応じて算定されるものとし、現に入居中の戸数や、各戸において甲の施設の設置工事が完了しているか否か、端末機器が現に設置されているか否か、丙の視聴、利用がされているか否かにかかわらずなものとする。なお、第1条第1号に定める乙のサービスの一部を提供できない場合、施設維持管理料は、乙の定める基準に従い乙の提供可能なサービスに応じた金額に調整されるものとする。

2. 経済情勢等の変動により乙がけ～ぶる～むの施設維持管理料<平成 年 月現在、 円（消費税別）>等を改定した場合、前項の施設維持管理料は、同時期に同率に改定されるものとする。

3. 甲は、前2項に定める施設維持管理料および消費税相当額を、甲指定の甲の金融機関口座から当月分を毎月27日に引き落としを認める方法により乙に支払うものとする。

4. 丙が、乙の定める、テレビサービス契約約款に定める端末機器1台分の基本サービス（有料オプションサービスは除く）の利用を乙に申込み、乙がこれを承諾した場合、本条第1項に定める施設維持管理料を対価として、丙の宅内に速やかに端末機器1台を設置（第2条第6項に定める場合以外の端末機器設置に係る費用その他付帯する宅内工事費等は丙が負担するものとする。）し、当該サービスを丙に対し提供する。なお、乙は、乙丙間の各個別の契約が条項に基づき解除された場合、当該丙に対して本項のサービスの提供は行わないものとする。この場合、甲は、当該提供に係る対価の減額、返還等の請求を乙に対して行わないことを予め了承するものとする。

5. 乙は、丙が前項に定める以外のサービス（有料オプションサービス等）を希望する場合、丙と個別に、乙の定める乙の各サービス契約約款に基づく契約を締結することで、当該サービス提供を行うものとする。なお、当該サービスに係る料金、端末機器設置に係る費用その他付帯する宅内工事費等は丙が負担するものとする。

乙は、当該サービスに係る料金の丙の乙に対する支払いが懈怠する等、丙の責に帰すべき事由の発生により、丙に対する当該サービスの提供を停止し、または終了することがある。この場合でも、甲は、本条第1項に定める施設維持管理料の支払いは免れないことを予め了承するものとする。

6. 甲は、丙の集合住宅の各戸への転入または各戸からの転出につき、直接または丙および第三者を通じて速やかに乙に連絡するものとする。丙の転入および転出を甲または第三者が乙に連絡せず、また連絡が遅れた場合、それにより甲または丙に生ずる不利益につき、乙は一切の責任を負わないものとする。

7. 乙は、前項に基づき丙の転出の連絡を受け、丙が転出した場合、もしくは乙丙間の各個別の契約がその条項に基づき解除された場合、当該戸に設置した端末機器を速やかに撤去する。但し、第2条第8項に定めた丙希望による追加工事その他丙の都合による甲の施設の修復等工事は、丙の費用負担で乙が行うものとする。

8. 施設維持管理料は、本覚書に明示された場合を除き、本覚書の有効期間中変更されないものとする。

#### 第5条の2（個別契約の締結：インターネット接続サービスおよびケーブルプラス電話サービス）

乙は、乙のインターネット接続サービス、ケーブルプラス電話サービスを希望する丙と個別に、乙の定めるインターネットサービス契約約款に基づくインターネット接続サービスに係る契約、ケーブルプラス電話サービス契約約款に基づくケーブルプラス電話サービスに係る契約を締結することができる。

#### 第6条（施設の保守管理）

1. 乙は、第1条第3号に定める施設の保守管理を次のとおり行うものとする。

(1) 甲は、甲の施設について維持管理責任を負うものとする。甲の施設に故障が発生した場合、乙は速やかにその修復を行うものとする。なお、乙は、当該修復に係る出張費、基本調査費・作業費、交換を要する機器の代金および丙の宅内のテレビ端子部品代金は乙の負担とする。但し、第5条の1第1項の利用料の支払いを条件とする。乙は、甲の施設のうち、壁内テレビ同軸ケーブル、壁内機器およびBS・CS衛星アンテナ等の受信設備の故障に係る修復作業は行わないものとする。

(2) 乙は、丙からの保守およびその他の事項についての問い合わせ等に対して、必要な対応を行うものとする。

- (3) 乙は、乙の施設（伝送路・タップオフ・引込線・保安器まで）について維持管理責任を負うものとし、乙の施設に故障が発生した場合は、直ちに乙の費用でその修復を行うものとする。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する支障に関しては、甲および丙のいずれに対してもその責を負わないものとする。
- (1) 集合住宅、甲の施設、および乙の施設以外の施設等に関連して発生した支障。
- (2) 乙が甲の施設および乙の施設の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障。
- (3) 天災地変その他乙の支配を超える事由によって集合住宅、甲の施設または乙の施設が損壊したことによって発生した支障。
- (4) 集合住宅や甲の施設（壁内テレビ同軸ケーブル等）の経年劣化等により発生した支障。

#### 第7条（貸し出された端末機器等の管理）

丙は、乙から貸し出された端末機器、リモコン、その他付属品（以下「端末機器等」という）を、責任をもって管理する。乙が貸し出した端末機器等を丙が破損・紛失等させた場合は、丙より、乙に当該端末機器等の代金相当額を支払うものとする。

#### 第8条（支払遅延の場合の取り扱い）

1. 甲が第5条の1第1項ないし第3項に違反し、施設維持管理料の支払い確認ができない場合で、その当月の1日より起算して3ヶ月間支払いが遅延した場合、乙は、集合住宅への乙のサービスの提供を停止できるものとする。なお、これにより紛争が生じた場合は、甲丙間の間で、解決するものとする。
2. 丙が第5条の1第5項、第6項に違反し、サービス利用料等の全部または一部の支払いが確認できない場合で、その当月の1日より起算して3ヶ月間支払いが遅延したときは、乙は、丙による乙のサービスの利用を全て停止できるものとする。
3. 甲は、施設維持管理料その他乙に対する債務の支払を支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払完了までの日数について、年利14.5%の割合の遅延利息金を乙に支払うものとする。

#### 第9条（権利義務の承継）

甲が第三者に集合住宅を譲渡し、または管理権限を付与・移転する場合、甲の本覚書の地位および権利義務を当該第三者に承継させるものとし、当該第三者との譲渡契約等またはこれに準ずる契約にその旨を明記するものとする。乙は、かかる承継の申込みがあった場合、速やかにその諾否を甲に対して通知する。

#### 第10条（甲の協力）

1. 乙は集合住宅の付加価値を丙に理解してもらうために、乙のサービス内容および集合住宅に設置されている設備につき、必要に応じて、丙に説明することができる。また、甲は、乙の要請に基づき、適宜必要な協力をするものとする。
2. 甲は、乙が丙と個別の契約を締結したことにより、乙が丙に乙のサービスを提供するため、甲が所有もしくは占有または甲が使用を許諾されている敷地、家屋、構築物等は無償で使用し、また計画時および緊急時等に必要な作業を行うことを予め承諾し、これに協力するものとする。

#### 第11条（所有者の了承）

甲は、自らが集合住宅の所有権を有しない者である場合、本覚書においてそれぞれの当事者が遵守すべき事項を履行するにあたり支障が生じないように、予め集合住宅の所有者（所有権の全部または一部について権利承継がある場合は新たな所有者も含む。）の了承を得るものとし、乙に一切の迷惑を掛けないものとする。

#### 第12条（再委託）

甲は、本覚書により乙の提供する業務を乙が第三者に再委託することがあることを予め了承するものとする。

#### 第13条（有効期間）

1. 覚書の有効期間は、**本覚書の締結日から5年間**とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙が相手方に対し書面をもって本覚書を終了する旨の通知をしないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、甲は、経済情勢等の変動により、乙が定める施設維持管理料が改訂されることがあることを確認するものとする。また、期間満了に伴い本覚書を終了する場合においては、甲および乙は新たに「施設維持管理プラン契約に関する覚書」又は「一括加入プラン契約に関する覚書」を締結するものとする。
2. 甲が甲の都合により、本覚書締結後（有効期間中）に第5条の1第1項に定める施設維持管理料の変更を

申し出る場合は、事前に甲より丙へ変更の旨を通知し、丙が利用する乙のサービス変更について甲丙間で協議するものとする。また、甲丙間で紛争が生じた場合は、甲丙間の間で解決するものとする。

3. 乙は、前項について、甲丙間での協議が円満に解決したことを確認できた場合に限り、施設維持管理料の変更を認めることとする。甲は、施設維持管理料の変更する場合、甲乙間にて協議の上、本覚書を解除し、新たに締結する「け～ぶる～む契約に関する覚書」で契約を変更する。変更した覚書の有効期間は、本覚書の締結日からの起算ではなく、新たに締結する覚書の締結日から5年間とする。
4. 本条第1項、第2項、第3項の規定にかかわらず、甲が甲の都合により本覚書の解除を乙に対し申し入れた場合、甲および乙は本覚書の解除の可否、その他条件について協議を行うものとする。なお、当該協議が整わないときは、甲は第5条の1第1項に定める施設維持管理料の契約残未経過分相当額を乙に速やかに支払うことで本覚書は終了するものとする。この場合、甲および乙は、新たに「施設維持管理プラン契約に関する覚書」又は「一括加入プラン契約に関する覚書」の締結について協議するものとする。
5. 有効期間満了等により、丙が乙のサービスを利用できなくなった場合に紛争が生じた場合は、甲丙間の間で解決するものとする。

#### 第14条（覚書の解除）

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの催告をすることなく直ちに本覚書を解除することができるものとする。なお、本覚書に基づき甲乙間で締結した他の契約および乙丙間の個別の契約も各々の条項に基づき解除することができるものとする。

- (1) 本覚書の各条項の一に違反したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他これらに準ずる倒産・再生手続の開始の申立がなされたとき。
- (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき。
- (5) 前各号のほか相互の信頼が著しく損なわれる事由あるいは債権保全を必要とすると解除権者において判断する相当の事由が生じたとき。

#### 第15条（管轄裁判所）

甲および乙は、本覚書に関する一切の訴訟については、富山地方裁判所又は富山簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

#### 第16条（秘密保持）

甲および乙は、本覚書の履行に関し知り得た相手方の技術上、営業上の一切の秘密を他に漏洩しないものとする。

#### 第17条（情報の開示）

1. 甲は乙より知り得た丙に関する情報を本覚書の目的以外に使用しないものとする。
2. 甲は乙が甲の氏名もしくは名称、住所、電話番号について丙に開示することがあることを予め承するものとする。

#### 第18条（丙に対する了解）

甲は、甲もしくは集合住宅の所有者が丙との間で締結する賃貸借契約またはこれに準ずる書面に、本覚書に含まれる丙において遵守すべき事由を明記し、または明記させなければならないものとする。

#### 第19条（協議事項）

本覚書に定めのない事項または本覚書に関する疑義が生じた場合は、甲・乙いずれも誠意をもって協議の上、円満に解決するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各その1通を保有する。

